

利用調整地区とは？

「利用調整地区」とは、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立入り人数などを調整する区域のことで、自然公園法に基づき国立公園内の一部地域に指定されます。立入りにあたっては事前に手続きを行い、ルールを守らなければなりません。

日本初、西大台利用調整地区

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が残る地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラジロモミブナ群落が主となっており、静寂で原生的な雰囲気を体験できる地域となっています。しかし現在、大台ヶ原は様々な要因により森林などの衰退が進んでおり、西大台においてもその兆候がみられるなど、様々な影響が懸念されています。

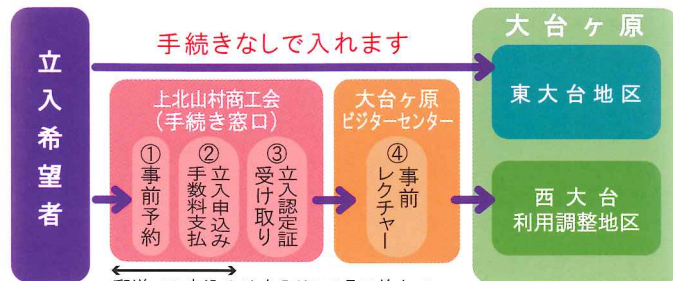


そこで、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を多くの方々に楽しんでいただけるように、西大台は日本で初めての利用調整地区に指定されました。



西大台に入るには

以下の流れで手続きをし、立入り前には「事前レクチャー」を受講します。



①事前予約
事前に上北山村商工会に電話またはインターネットにより立入り希望日、立入り人数等を連絡し、空き状況の確認と予約をしてください。
※予約の受付は立入り希望日の3ヶ月前からです。

②立入申込み手数料支払
申請書に必要事項を記入し、手数料大人1人1,000円、小学生以下1人500円と合わせて商工会に提出してください。(手数料は振込でも結構です)

③立入認定証受け取り
上北山村商工会から「立入認定証」を郵送等により受け取ります。
※「立入認定証」は必ず当日持参してください。
※「立入認定証」は申請者本人のみ有効です。

④事前レクチャー受講
立入り前(当日でも可)に大台ヶ原ビジターセンターで事前レクチャーを必ず受講してください。
※免許証など本人確認ができるものを持参してください。

立入可能
立入際には「立入認定証」を首から下げるなど、目のつくところに着用してください。

●詳しくは、ホームページをご覧ください。
「西大台利用調整地区」で検索
http://kinki.env.go.jp/nature/odaigahara/west_odai/west_odai_index.html

西大台のルール

1日あたりの立入り人数
●土日祝日：50人、平日：30人
●利用集中期(Q&Aをご覧ください)は、
土日祝日：100人、平日：50人
※西大台では10人を超える団体行動はできません。

守らなければならないこと
西大台への立入りは、登山や自然観察などを目的とする場合に限りです。また、以下のルールを必ず守ってください。

禁止されていること

- ①無断での立入り
- ②ペットなどの生きた動物の持ち込み
- ③野生動物にエサを与えること
- ④動植物の捕獲・採取
- ⑤ゴミの放置・廃棄
- ⑥球技などの野外スポーツ
- ⑦大きな音や強い光を発すること(花火・拡声器等)
- ⑧網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具の持ち込み
- ⑨たき火・火入れ

安全のために

- 自己責任において安全管理を徹底してください。
- 必要な情報の収集・理解、登山技術の習得に努めてください。